

平成20年5月20日  
住友生命保険相互会社

## 団体定期保険年金払特約における据置利率および配当金積立利率の適用誤りについて

住友生命保険相互会社（社長 佐藤 義雄）では、今般、団体定期保険年金払特約の利息金額または積立配当金額が正当金額より過少となっている事態が判明いたしました。

このような事態が発生し、お客さま並びに関係者の皆さまに多大なご迷惑とご心配をおかけしたことを深くお詫び申し上げます。

該当のお客さまへ迅速かつ誠意をもって対応させていただくとともに、今後は、このような事態が二度と起こらぬよう、再発防止に取り組んでまいります。

### 1. 事態の経緯・概要とお客さま対応

当社では平成19年10月1日付で据置利率および配当金積立利率を0.30%から0.50%に改定いたしました。今般、平成19年度決算案の検証作業の中で、団体定期保険年金払特約において新利率の適用漏れがあることが判明しました。これにより、平成19年10月から平成20年5月までに支払った契約の一部において、利息金額または積立配当金額が正当金額より過少となっていたものです。

過少払いの可能性のある契約の対象人数は、最大6,842名、対象企業数は最大209団体、追加支払の総額は最大14万円（一人平均 約20円）です（当社非幹事契約は、幹事生命保険会社へ確認を要するため、過少払いの可能性のある契約の最大値を記載しております）。

該当のお客さま並びに企業さまに対しましては、幹事生命保険会社各社のご協力を得ながら、正当金額との差額に遅延利息（法定利率6%）を付与した上で、速やかに年金利息の追加支払いを行うとともに、積立配当金額を正當に修正してまいります。

### 2. 発生原因と再発防止策

適用利率改定に係る対応作業の中で、人為的ミスにより、当該団体定期年金払特約についてのみ、変更作業を漏らしていたものです。

このような事態が二度と発生しないよう、事務取扱いルールの徹底を図るとともに、事務工程において重層的なチェックを行うことにより、再発防止に努めてまいります。

< 本件に対するお客さまからのお問い合わせ先 >  
住友生命保険相互会社 団体保険支払室  
電話番号：0120-307-545（フリーダイヤル）  
受付時間：平日 午前9時～午後5時

以上